

ETFの呼値の単位の適正化に係る運用等の取扱いについて

2021年9月14日

株名古屋証券取引所

業務グループ

1. 売買単位が1口のETFに適用する呼値の単位の運用の取扱いについて

(1) 呼値の単位の決定方法

現在、当取引所では、ETFに対して、TOPIX100構成銘柄以外の銘柄に適用される呼値の単位（以下、その他呼値テーブル）を適用していますが、今後は、投資家が取引時に支払う執行コストを低減し、利便性を向上させるために、原則としてすべての銘柄にTOPIX100構成銘柄に適用される呼値の単位（以下、TOPIX100呼値テーブル）を適用します。

ただし、TOPIX100呼値テーブルは、価格帯によっては円位未満の値段を含んでいることから、売買単位当たりの価格が円位未満の端数を含む価格となることを避けるため、売買単位が1口のETFについては、終値等¹が5,000円以下となった場合、その2営業日後の日からその他呼値テーブルを適用します。その後、終値等が7,000円以上となった場合は、その2営業日後の日からTOPIX100呼値テーブルを適用します。

(2) 呼値の単位を変更する場合の通知方法

呼値の単位を変更する銘柄が発生した場合は、当該銘柄の終値等が5,000円以下となった日又は7,000円以上となった日（変更を適用する2営業日前の日）の16時を目途に、CENTNET及び名証ウェブサイト（マーケットインフォメーション）で公表します。

また、取引参加者における問合せ参照機能および相場報道システム利用者の銘柄情報については、前営業日における翌日情報および適用日の当日情報として変更後の情報が取得可能となります。

(3) 制限値幅の下限拡大の取扱い

ETFについては、ストップ高（安）で大引けを迎えた場合、翌営業日から制限値幅の上限（下限）を4倍に拡大することとしています。しかし、売買単位が1口のETFで、TOPIX100構成銘柄に適用される呼値の単位を適用している銘柄については、値幅の下限を拡大した場合、売買単位当たりの価格が円位未満の端数を含む価格となる可能性があることから、売買単位が1口のETFについては、TOPIX100構成銘柄の呼値の単位が適用されている場合、原則として、値幅の下限拡大の対象外とします²。

¹ 原則として最終約定値段（ただし、特別気配引け等の場合は当該気配値段）を用いることとし、いずれもない場合は、当日の基準値段を採用します。分割・併合等が行われる際は、当該分割・併合等の権利落ち日の2営業日前における終値等をもとに算出した、当該権利落ち日の基準値段が5,000円以下となる場合はその他呼値テーブルを、7,000円以上となる場合はTOPIX100呼値テーブルを適用します。

² ただし、ストップ安が連続する可能性等が生じ、円滑な価格形成を行う観点から当取引所が必要と認める場合は、翌営業日から基準値段の変更や呼値の単位の変更を行います。変更を行う場合は、CENTNET

2. 新規上場銘柄の取扱いについて

新規上場銘柄についても、原則として、TOPIX100呼値テーブルを適用します。ただし、上場される銘柄のうち売買単位が1口の銘柄については、新規上場日の2営業日前までに、適用するテーブルを決定し、CENTNET及び名証ウェブサイト（マーケットインフォメーション）で公表します。

3. 制度見直し時の移行について

本見直しは本年10月29日以後の当取引所が定める日より適用することとしておりますが、同日に適用される呼値の単位については、その2営業日前にCENTNET及び名証ウェブサイト（マーケットインフォメーション）にて公表します。

以 上